

林野火災対策計画

第1章 災害予防計画

第1節 林野火災に強い地域づくり

担 当	責 任 者	消防長
		総務部長、市長公室長
	課	消防本部総務課、予防課、警防課（各署所）、消防署所、防災対策課、広報戦略課
	関 係 機 関	消防団

第1 林野火災予防対策

1 広報宣伝の充実

林野火災発生原因のほとんどは、たばこ、たき火等の不始末等の失火によるものであるもので、火災の発生しやすい時期に重点的に、森林パトロールや予防広報を実施し、防火思想の普及を図る。

(1) 山火事防止の広報

林野火災の多く発生する時期にあわせ、春季火災予防運動の重点目標に「山火事対策の推進」を掲げ、全市にわたる運動を展開し、林野火災の防止に努める。

(2) 山火事防止推進体制の確立

関係機関の協力を得て、山火事防止推進体制の確立を図る。

(3) ポスター、看板等の設置

林道及び林内散策路、交通機関等に防火標語等を掲示したポスター、防火看板を掲げる。

(4) チラシ、パンフレット等による啓蒙普及

チラシ、パンフレット等を作成、配布するとともに、市及び各区の広報紙や町内会等の自治組織を積極的に活用し、住民に対して注意を喚起する。

(5) 学校教育等による防火思想の普及

標語、ポスター、作文などの募集を行うこと等、学校及び家庭内における教育を通じて児童生徒の防火思想の高揚を図っていく。

(6) 広報車等による広報

関係機関等の広報車、消防車等により巡回広報を行う。

(7) 火入れ指導の徹底

火入れ地の周囲の状況や防火設備の計画等十分な防火体制を準備するよう指導するなど火入れ指導の徹底に努める。

(8) 火災防御訓練の実施

関係機関相互の連携強化を図るため、年1回以上の火災防御訓練を実施する。

第2 林野火災特別地域対策事業の推進

林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を林野火災特別地域に指定し、林野火災特別地域対策事業計画に基づいて事業を推進することにより、林野火災対策の強化を図る。

第2節 情報の収集・連絡体制の整備

担当	責任者	消防長
		総務部長、市民生活環境部長
	課	消防本部総務課、警防課、予防課、防災対策課、天気相談所
	関係機関	消防団

第1 情報の収集・連絡体制の整備

林野火災が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、それぞれ次の対策を講ずるとともに、防災機関相互間における情報収集・連絡体制の整備を図る。

その際、夜間・休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

消防本部から速やかに災害関連情報等の収集ができるよう、関係機関相互の連携の強化に努めるとともに、災害現場や関係機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなど緊急時の体制整備を図る。

第2 気象情報発表伝達体制の確保

林野火災防止のため、気象の実況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適時・的確な情報収集に努める。

第3節 災害応急体制の整備

担当	責任者	消防長
		総務部長
	課	消防本部総務課、警防課、予防課、防災対策課
	関係機関	自衛隊、消防団

第1 職員体制

火災発生時の職員非常参集体制の整備を図るとともに、「災害時活動マニュアル」を作成して、職員に災害時の活動内容等を周知させる。

第2 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

なお、県及び市町村においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていく。

(県)

- ・「震災時等の相互応援に関する協定」
(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県)
- ・「災害時における福島県、茨城県及び栃木県三県相互応援に関する協定」
(福島県、茨城県、栃木県)

(市町村)

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)

[林野火災対策連絡協議会]

県内における大規模林野火災に対処するために、関係機関が相互の連携を密にして、林野火災の予防活動、消火活動及び火災防御訓練等の林野火災対策事業を推進することを目的として設置した林野火災対策連絡協議会を年1回以上開催し、連携を強化する。

第3 緊急時ヘリコプターの離発着場の把握と整備

林野火災発生時に空中消火の拠点となる緊急時ヘリコプターの離発着場を把握し、その一覧を作成する。緊急時ヘリコプターの離発着場及び補給基地の整備、維持管理に努める。

第4 救助・救急、医療活動の整備

災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの防災関係機関の実情に応じ救助・救急用資機材、車両等の整備に努める。

また、迅速な医療活動実施のため、震災対策計画編第2章第7節第3「応急医療体制の整備」に準じて事前対策を講じる。

第5 自衛隊との連携強化

自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順や連絡窓口を取り決め、必要な準備を整える。

第6 林野火災対策用資機材の備蓄

林野火災に対処するため、関係機関はそれぞれ林野火災対策用資機材の整備、備蓄を推進するとともに森林所有者、管理者等に対しても同等の資機材、特に自然水利の確保を指導する。

なお、本市における林野火災対策備蓄状況は、次のとおりである。

資機材種別	数 量	容 量	摘 要
組立水槽	1	10.0 t	警防課
	2	2.2 t	警防課
	1	1.5 t	南部消防署・多賀消防署
	2	1.0 t	日立消防署・北部消防署

資機材種別	数 量	摘 要
山火用可搬ポンプ	10	D-2 級
可搬ポンプ	4	B-3 級
可搬式散水装置	58	ジェットシューター
山火用個人装備	118	ベルト、トレンチシャベル、水筒、ノコギリ、 防塵メガネ、防塵マスク
災害対策用個人装備	279	F R P

第7 避難収容活動、施設・設備の応急復旧活動への備え

指定緊急避難場所、避難路をあらかじめ指定し、住民に周知するとともに、災害時の避難誘導計画を作成し、訓練を通して要配慮者に配慮した避難誘導體制の整備に努める。

また、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ資機材を整備する。

第8 防災関係機関等の防災訓練の実施

様々な状況を想定し、地域住民等を含めた防災関係機関が相互に連携した実践的な訓練を実施する。

第9 緊急輸送活動の整備

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、地震災害対策計画編第2章第6節「緊急輸送体制の整備」に準じる。

第4節 消防活動

担 当	責 任 者	消防長
		総務部長
	課	消防本部総務課、警防課、予防課、防災対策課
	関 係 機 関	消防団

第1 総合的消防体制の確立

平常時から林野火災に即応する体制の強化を図るため、消防本部、消防団、その他の機関からなる広域的、総合的消防体制を確立する。

第2 消防活動への備え

防火水槽・貯水槽の整備、自然水利・指定消防水利の増強を図るとともに、その適正な配置に努める。

第3 相互応援体制

林野火災の大規模化に対応した消防体制を確立するため、隣接市町村、関係機関等の間において相互応援協力体制を確立する。

- 1 隣接市町村間において、「要請する場合の災害規模の基準」、「要請する応援隊の人員、資機材等」について相互に定めておく。
- 2 林野火災時の消火用水としての水利使用について、かんがい水利権利者等に協力を要請する。
- 3 空中消火活動における協力体制については、迅速に対応できるよう関係機関と調整を図る。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集伝達

担当	責任者	総務部長
		消防長
	班	総務班、総務部庶務班、警防班、消防部情報班、警備班
	関係機関	消防団

第1 災害情報の連絡

林野火災が発生した場合又は発生するおそれがある場合、火災の原因者又は火災を目撃した発見者は、消防本部又は最寄りの消防署に連絡する。

連絡を受けた消防機関（市）は、防災関係機関へ連絡する。

第2 災害情報の収集・伝達

大規模な火事災害の発生又は発生のおそれがある事故の発生の連絡、通報を受けた場合は、消防対策本部は、情報の収集を行い、調査収集した情報は災害対策本部で整理し、関連各機関に伝達する。大規模な火事災害発生時の情報収集項目は以下のとおり。

なお、各機関への情報伝達事項、県への報告に関しては、第1章事故災害に共通する災害対策のとおりに。

- (1) 事故発生日時、場所等事故の概要
- (2) 火災発生箇所及び発災周辺地域の状況
- (3) 人的被害の状況（要救助者及び負傷者の有無と状況等）
- (4) 地域住民の避難の必要性、避難状況
- (5) 国、県の措置状況
- (6) 気象情報等

第3 関係者等への的確な情報伝達

関係者等への的確な情報伝達については、地震災害対策計画編第3章第2節「情報収集伝達計画」、事故災害対策計画第2章第2節「災害情報収集伝達計画」に準ずるほか、次により実施する。

(1) 情報伝達活動

林野火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。

この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等による。

ア 市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要

イ 避難指示等の避難情報及び避難先の指示

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集伝達

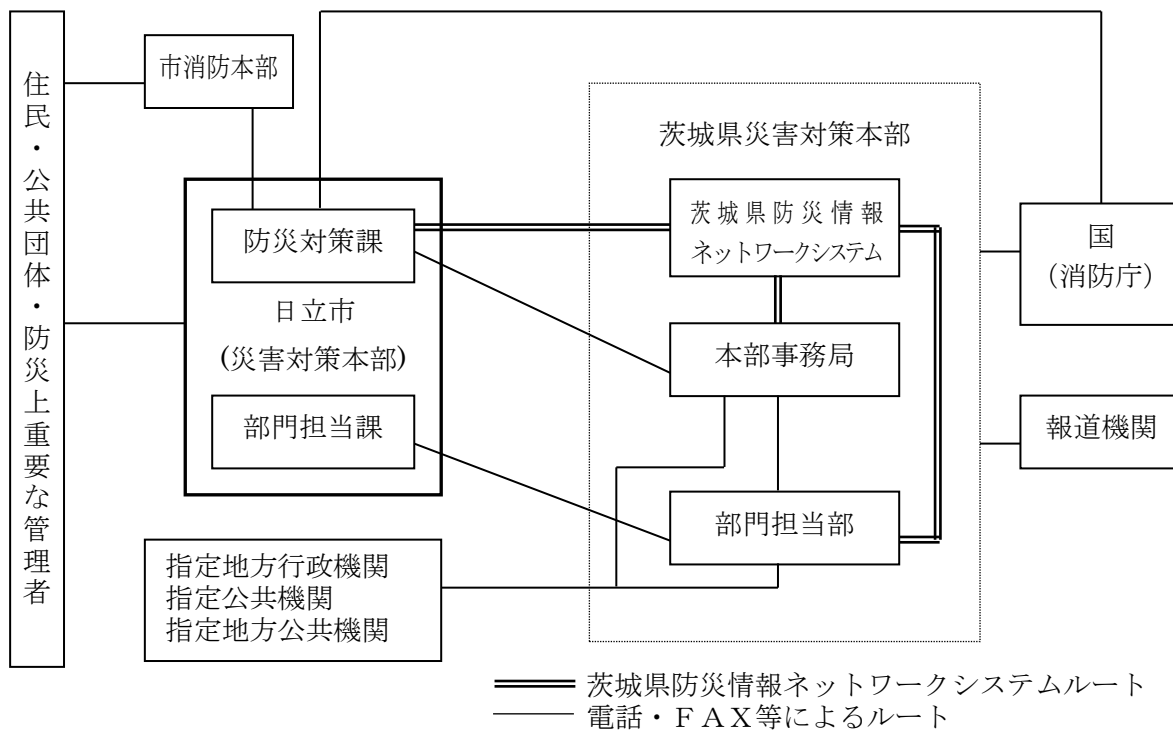
ウ 地域住民等への協力依頼

エ その他必要な事項

(2) 関係者等からの問合せに対する対応

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制整備に努める。

第4 林野火災情報等の収集・報告系統



第2節 応急活動体制

担 当	責 任 者	総務部長
		消防長、関係各部長
	班	総務班、人事班、総務部庶務班、消防部庶務班、警防班、消防部情報班、警備班、各部各班
	関係機関	自衛隊、その他関係機関

第1 林野火災配備体制の確立

(1) 各部の配備・動員計画

ア 各部長は、所管の部の職員動員計画を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。

また、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに修正するとともに、関係職員に対しその旨の周知を図る。

イ 各部の配備・動員計画は、配備の種別ごとに、次の内容により作成する。

- | |
|---|
| ①勤務時間外動員職員名簿（各部で使用のもの）
②動員配備別区分参集数
③職員動員伝達系統表（各部で使用のもの） |
|---|

ウ 各班長は、作成若しくは修正した計画を随時総務班長に報告する。

なお、総務班長は、各部から報告された配備・動員計画の写しを適切に管理し、非常時の動員連絡に万全を期する。

林野火災時の配備体制

災害対策本部設置前の配備体制

種別	配備該当事由	配備体制
災害情報連絡会議 第1事前・第2事前配備	1 次の基準により、総務部長が必要と認めたとき。 (1) 林野火災により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合、又は災害情報連絡会議体制をとる必要が生じた場合 2 その他の状況により総務部長が必要と認めたとき。	1 災害情報連絡会議員、総務部、都市建設部、消防本部、各部連絡員の職員を配置し、情報連絡活動が円滑に行え得る体制とする。 なお、勤務時間外においては、状況により当直体制をとる。 2 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。
災害警戒体制 本部 第1次動員体制	1 次の基準により総務部を所管する副市長が必要と認めたとき。 (1) 林野火災により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合	1 各部課がそれぞれ分掌する事務分掌に応じて、必要と認めた人数又は職員の3分の1を参集し、林野火災の拡大を防止するための体制とする。 2 情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。

第 2 章災害応急対策計画

第 2 節応急活動体制

	2 その他の状況により副市長が必要と認めた場合	3 事態の推移に伴い、速やかに第 2 次動員体制に移行しうる体制とする。 4 配備体制を強化し、災害対策本部の設置に備える体制とする
--	-------------------------	---

災害対策本部設置後の職員の配備体制

種別	配備該当事由	配備体制
第 2 次動員体制	林野火災により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合又はその他の状況により本部長が必要と認めた場合	1 各部課がそれぞれ分掌する事務分掌に応じて、必要と認めた人数又は職員の 2 分の 1 を参集し、林野火災の拡大を防止するための体制とする。 2 情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。 3 事態の推移に伴い、速やかに第 3 次動員体制に切り替えができる体制とする。
第 3 次動員体制	林野火災により、多数の死傷者等が発生した場合、第 2 次動員体制では対処できない場合又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき。	1 各部課が有する組織、機能の全てをもって対処する体制とする。

第3節 救助・救急、医療、消火活動

担当	責任者	消防長
		保健福祉部長
	班	消防部庶務班、警防班、消防部情報班、警備班、保健班、収容班
	関係機関	消防団、医療関係機関

第1 災害活動組織

林野火災に対処するための災害活動組織として、消防本部に警防本部を置き、消防署に警備班を置く。

警防本部の長は警防本部長とし、消防長があたる。警備班の長は警備班長とし、各消防署長があたる。

なお、警防本部等の編成及び任務は、消防本部で定める警防規程に定める。

第2 特別警戒態勢

林野火災の発生のおそれがあるとき又は発生した場合は、その災害規模に応じて特別警戒態勢を発令し、消防部等を増強し災害活動組織の強化を図る。

第3 消防部の出場計画

林野火災が発生した場合は、林野火災出場協定に基づき消防本部、救助隊、救急隊等が迅速・的確に出場する。

また、災害の規模・内容、傷病者の発生状況に合わせ特別出場、特命出場となり、災害の状況に合った消防活動を行う。

第4 消防活動

消防活動の内容については、消防活動基準に基づき、迅速・的確に対応する。

また、本市の消防力のみでは対処困難な大規模な林野火災に対しては、相互応援協定等に基づき隣接市町はじめ他都市消防機関等に応援を要請する。

第5 医療活動

林野火災発生時に医療救援を必要とする多数の傷病者が発生した場合には、事故災害対策計画第2章第5節第1「医療救護」に準じて、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携のもとに医療救護活動を行う。

第4節 防災活動

担 当	責 任 者	総務部長
		市長公室長、市民生活環境部長、消防長、都市建設部
	班	総務班、広報班、市民生活環境部庶務班、消防本部庶務班、都市建設部庶務班
	関 係 機 関	日立警察署、自主防災組織

第1 緊急輸送のための交通の確保

市は、交通規制にあたっては、関係機関と相互に密接な連絡をとるとともに、現場の警察官、関係機関等からの交通状況情報を迅速に把握する。

また、緊急輸送を確保するため、関係機関と連携して、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備会社等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

第2 避難収容活動

林野火災による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本市が行う避難指示等については、事故災害対策計画第2章第7節「避難計画」に準じて実施する。

第3 二次災害の防止活動

市は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに留意し、二次災害の防止に努めるものとする。

第4 応援要請活動

市は、大規模な林野火災により応急対策、復旧・復興対策を実施するために必要があると認めるときは、第1部事故災害に共通する災害対策に基づいて、近隣市町、協定締結都市、関係機関等に応援を要請する。

特に、林野火災等特殊消火体制が必要になる場合など、本市の現有消防力以上の消火活動体制が必要になる場合は、県及び消防相互応援協定都市等に応援要請を行い、迅速に広域応援体制を整え消火活動を実施する。

第5 避難活動

市は、被害情報の収集を行い、その結果を基に延焼可能性区域等において必要に応じて住民に対し避難を指示する。

なお、避難指示、避難誘導、応急避難所の開設・管理運営に関しては、事故災害対策計画第2章第7節「避難計画」に準じる。

第6 自主防災組織の活動

市民は、林野火災発生後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

第7 警戒区域への立入制限、交通規制及び警備の実施

市は、被害情報の収集を行い、その結果を基に延焼可能性区域等において必要に応じて警戒区域を設定する。

警戒区域の設定後は、避難誘導、立入制限、交通規制、治安確保等の警備活動を行う。

第8 広報の実施

市は、被害が予想される地区の住民に対し、次の事項について適切・迅速な災害広報を実施する。

(1) 広報事項

- ア 被災状況及び被災者の状況
- イ 延焼範囲及び拡大の有無
- ウ 避難指示等の避難情報・誘導の内容
- エ 人命の救助状況
- オ 避難者の状況
- カ 警戒区域の設定及び交通規制の状況
- キ 応急活動状況等

(2) 広報手段

本編事故災害対策計画第2章第3節第3「市による広報活動の実施要領」に準じる。

第3章 復旧・復興計画

第1節 復旧・復興計画

林野火災に対する復旧対策としては、被災者の生活や施設、産業等の復旧が早急になされることが望まれる。

特に、被災地が広範囲に渡る場合は、風水害対策計画、震災対策計画と同様の復旧・復興対策を講じる。